

地域子ども・子育て支援事業(13事業)

子ども・子育て支援法における事業名	実施状況	宇城市における事業名	事業概要	実施	担当課
①延長保育事業	○	延長保育	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業(21施設)	21施設	こども福祉課
②放課後児童健全育成事業	○	放課後児童健全育成事業	共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後における危険防止と健全育成を行う事業	15施設	こども福祉課
③子育て短期支援事業	○	子育て支援短期利用事業	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由や父子家庭等が仕事の事由等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び母子等が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において一定期間、養育し、及び保護する事業	2施設	こども福祉課
④地域子育て支援拠点事業	○	地域子育て支援拠点事業	おおむね3歳未満の子どもとその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で子育てに関する情報交換や交流、仲間づくりができる場所を提供する事業	7施設	こども福祉課
⑤一時預かり事業	○	保育園での一時預かり	保護者の育児疲れや急病、断続的・短時間勤務などの理由でお子さんを保育できないときに、保育園で一時的にお子さんを預かる事業	13施設	こども福祉課
		幼稚園での預かり保育	保護者の育児負担の軽減と社会参加の機会を確保するため、幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で、園児を保育する事業	私立幼稚園4園	熊本県
⑥病児保育事業	○	病児・病後児保育	子どもが病気の回復期に至っていない期間又は回復期にあるため集団保育等が困難な期間において、保護者が就労等の理由により家庭で保育できない時に専用施設で一時的に子どもを預かる事業	2施設	こども福祉課
⑦ファミリーサポートセンター事業	○	ファミリーサポートセンター	乳幼児から小学生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業	1施設	こども福祉課
⑧乳児家庭全戸訪問事業	○	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。また、乳児のいる家庭と地域をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業		児童福祉センター

子ども・子育て支援法における事業名	実施状況	宇城市における事業名	事業概要	実施	担当課
⑨養育支援訪問事業	○	養育支援家庭訪問事業	家庭及び地域における養育機能が低下し、児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、加重的負担がかかる前の段階において、家庭訪問による支援を実施することにより、当該家庭における安定した養育ができるよう継続的な支援を行う。また、産後にホームヘルパーを派遣し、家事等の援助を行う。		児童福祉センター
⑩妊婦健康診査	○	妊婦健康診査	妊婦に対し、母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票(14枚)を交付する。指定医療機関において指定検査項目を無料で受けられる事業		健康づくり推進課
⑪利用者支援	新規		教育・保育施設や地域の子育て支援の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整を行う事業		
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	新規		認定世帯へ教育・保育に必要な費用を助成する事業		
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	新規		特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するための事業		